



パート ㊤

# 戦没者遺族に特別弔慰金を支給

今年終戦50周年を迎え、公務扶助料や遺族年金等を受けていない遺族に対し、特別弔慰金を支給します。

## 額

額面 40万円 10年償還の国庫債券

## 対象者

- ① これまでに特別弔慰金を受けた遺族。(受給権はあったが、請求せず時効により権利を失った方を含む)
- ② 平成元年4月1日から平成7年3月31日までの間に
  - ・ 恩給法による公務扶助料
  - ・ 遺族援護法による遺族年金
 を受けていた方が死亡等により権利を失った遺族

## 請求の基準日

右の請求順位の中にある「基準日」とは、平成7年4月1日です。

平成7年4月1日現在において、先順位者が請求者となります。

平成7年4月1日から請求までの間に、請求すべき方が亡くなった場合は、請求すべき方の相続権者が、「相続人請求」の手続きができます。

## 請求期限

平成10年3月31日

## 必要な書類

- ① 請求書
  - ② 現況等申立書
  - ③ 印鑑等届出書
  - ④ 同順位者がある場合の同意書
  - ⑤ 戸籍謄・抄本 (戦没者と請求者の関係により必要記載事項が異なります)
- } 役場窓口にて備えてあります。

## 請求順位

(1) 弔慰金受給権者	過去に弔慰金を受けた方 ただし、配偶者については基準日において遺族以外の方と事実婚・改氏婚をしていない方
(2) 子	
(3) 父母	戦没者死亡時に同一世帯の生計であった方で、基準日において次に該当する方 ・ 遺族以外の養子になっていない方 ・ 遺族以外と改氏婚をしていない方
(4) 孫	
(5) 祖父母	
(6) 兄弟姉妹	
(7) 父母	戦没者死亡時に同一世帯の生計に無かった方及び戦没者死亡時に同一世帯にあり、基準日において次に該当する方 ・ 遺族以外の方の養子になった方 ・ 改氏婚をしたことにより氏を改めている方
(8) 孫	
(9) 祖父母	
(10) 兄弟姉妹	
(11) 三親等内親族	戦没者死亡時まで引き続き1年以上同じ戸籍にあり、かつ生計を同じくし更に戦没者の葬祭を喪主として行った方
(12) 三親等内親族	戦没者死亡時まで引き続き1年以上同じ戸籍にあり、かつ生計を同じくしていた方で葬祭を行っていない方

特別弔慰金の請求は、後順位者が先順位者の同意を得たとしても、請求はできません。

※ 請求者が光町以外の場合は、その方がお住まいの市区町村窓口へ提出してください。

## 問合せ

役場住民福祉課福祉係

☎ 1211 内線156

# 7/23(日) 参議院議員通常選挙の投票日

### 投票の順序

1. 千葉県選出議員選挙
2. 比例代表選出議員選挙

### 不在者投票

投票日に、仕事・旅行等

で投票所に行けない方は、不在者投票ができますのでご利用ください。

期間 7月6日～22日

時間 午前8時30分～午後5時

場所 役場1階会議室

持参するもの 印かん (入場券が届いている場合は持参してください)

問合せ 選挙管理委員会

☎ 1211 内線131・132



思いを託す一票です

第45回 “社会を明るくする運動、7/1～31”

<講演会・映画会>

日時 7月28日(金) 午後1時30分 入場無料 会場 町民会館

※ 7月に1円五募金を行います。ご協力をお願いします。